

令和4年5月定例教育委員会会議録

○日 時 令和4年5月24日(火) 午後3時～午後3時50分

○場 所 櫛引庁舎 3階 教育委員室

○出席委員 教育長 布川 敦
1番 百瀬 克浩(教育長職務代理者)
2番 清野 康子
3番 毛呂 光一
4番 齋藤 美緒

○欠席委員 なし

出席議事説明職員氏名

教育部長	本間 明	参事兼管理課長	清野 健
参事兼給食センター所長	佐藤 守	学校教育課長	成澤 和則
学校教育課指導主幹	渡邊 智	社会教育課長	沼沢 紀恵
社会教育課文化財主幹	五十嵐 恭子	中央公民館長	熊坂 めぐみ
図書館長	武田 綾子	スポーツ課長	阿部 三成

出席事務局職員氏名 管理課庶務主査 奥山 真裕

会議次第

1. 開会
2. 市民憲章唱和
3. 会議録署名委員の指名
4. 議事
 - 日程第1 議第11号 鶴岡市教育委員会事務事業の点検・評価の対象事業について
 - 日程第2 議第12号 鶴岡市学校給食センター条例施行規則の一部改正について
 - 日程第3 議第13号 市議会の議決を経るべき事件の事案に対する意見の申出について(非公開)
5. 報告事項
 - (1) 令和3年鶴岡市成人式実施状況について
 - (2) 朝暘第五小学校改築事業について

開 会 (午後3時)

教育長 ただいまから5月の定例教育委員会を開会する。はじめに市民憲章唱和を行う。

(学校教育課長が先唱し市民憲章唱和)

本日の会議録署名委員は、4番委員にお願いします。

教育長 はじめに、日程第1議第11号鶴岡市教育委員会事務事業の点検・評価の対象事業について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 議第11号鶴岡市教育委員会事務事業の点検・評価の対象事業について、ご説明申し上げます。事業一覧表及び経過一覧表をご覧ください。

当該点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進ならびに市民への説明責任を果たすことを目的とするものである。

本議案は、令和4年度の教育委員会事務事業の点検・評価に係る対象事業として18事業を選定するもので、教育委員会各課において、主要事業の中から市総合計画での位置付けや市民生活上の親近性などを勘案し、注目度の高い事業を選択した。

1から3までの管理課所管の通学対策事業、学校改築事業、学校冷房設備整備事業については、スクールバスの運行や朝暘第五小の改築に係る事業のほか、現在進めている特別教室への冷房設備整備について、昨年度に引き続き選定するものである。

4から7までの学校教育課所管事業については、昨年度に引き続き、特別支援教育充実事業、特色ある学校づくり推進事業、GIGAスクール構想推進事業を選定する一方、コミュニティスクールに係る地域とともにある学校づくり推進事業を新たに選定するものである。

8から10までの社会教育課所管事業については、施策の重要性、予算規模等の観点から、文化会館管理運営事業、国宝羽黒山五重塔等の防災施設整備等に係る文化財管理保存事業を引き続き選定するほか、家庭や地域の教育力を向上し、子どもたちの健全育成を図る家庭教育推進事業を新たに選定するものである。

11の中央公民館市民学習促進事業については、コロナ禍において事業を実施することができた天文学習事業を選定するものである。

12の藤沢周平記念館管理運営事業については、本市独自の施設であり引き続き選定するものである。

13から16までのスポーツ課所管事業については、昨年度と同様に、ウォーキング等普及推進事業、体育施設整備・管理運営事業、鶴岡市スポーツ少年団本部支援事業、ホストタウン推進事業を選定するものである。

17及び18の図書館・郷土資料館及び学校給食センターの管理運営事業については、教育委員会の主要施設であり引き続き選定するものである。

これら18事業について事業の目的、目標、実施内容の状況、その評価と今後の方向性を昨年度と同じ個別の様式を用いて取りまとめる。

外部評価者について、管理・学校教育分野は元小学校長で現在は城南幼・保育園園長を務めている本田淳氏に、社会教育分野は元中学校長の鈴木晃氏に引き続きお願いしているが、スポーツ分野では異動があったため、元高等学校長で令和3年11月まで当委員会の教育委員を務められた田中芳昭氏に依頼している。

今後の進め方として、6月中旬を目途に事務局で各事業の個別評価の個票を作成した後、教育委員にお送りするのでご意見等があればお知らせいただきたい。所管課ごとに指摘事項を確認し、7月上旬に外部評価者へお送りし、8月上旬までに評価をいただき、8月定例教育委員会に報告書を提出したいと考えている。

また、教育委員の承認を得られた後、市議会9月定例会会期中を目途に市議会議員にお配りし市ホームページにも掲載する予定である。

教育長

ただいまの議第11号について、ご意見、ご質問等はあるか。

1番委員

ホストタウン推進事業について、東京オリンピック・パラリンピックは終了したが、今までのホストタウンの取組みを引き継ぐ事業として選定しているのか。

スポーツ課長

昨年度の取組みを点検評価していただくことが前提となるが、これまでのホストタウン事業で培った交流の基礎をつないでいくためにも、規模は縮小するが今年度も事業を実施することとしている。

3番委員

地域とともにある学校づくり推進事業について、コミュニティスクールを念頭においた評価という認識でよろしいか。

学校教育課長

ご見解のとおりである。コミュニティスクールは2年目の取組みとなるが、今年度は8校増え、全体で13校、11協議会で実施しており、その事業について評価頂きたい。

4番委員

ホストタウン推進事業の施策区分について、令和3年度の「①市独自施策の事業」から、令和4年度は「③国施策による事業」に変更した理由は。

スポーツ課長

ホストタウン推進事業は、内閣官房から各自治体に事業推進の依頼があるものだが、事業実施は自治体が主となるため、令和4年度も「①市独自施策の事業」に訂正する。

教育長

令和4年度ホストタウン推進事業の施策区分を「①市独自施策の事業」に訂正しお諮りする。

ほかにご質問等なければ、議第11号について、賛同の方は挙手をお願いします。

各委員
教育長

(全員挙手)

全員挙手により可決された。

次に、日程第2議第12号鶴岡市学校給食センター条例施行規則の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

給食センター
所長

議第12号鶴岡市学校給食センター条例施行規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

議案別紙の新旧対照表をご覧ください。

この度の改正は、鶴岡市学校給食センター運営に関する重要事項を審議頂く学校給食センター運営委員会の委員について、同規則第6条第1項第3号P. T. A. 連合会の役員を小、中学校のP. T. A. の役員に改めるものである。

これは「鶴岡市男女共同参画計画」に基づき、市の審議会等委員の女性委員登用の割合目標を30%と定める「鶴岡市審議会等の設置及び会議の運営・公表に関する要綱」に準拠するためである。

当運営委員会では、女性の視点、お母さんの目線で学校給食の運営について意見をいただくことは大変有意義であり、小中学校P. T. A. の役員とすることで柔軟に選出できるようになると考えている

この規則は、令和4年5月25日から施行するものである。

教育長

ただいまの議第12号について、ご意見、ご質問等はあるか。

3番委員

P. T. A. 連合会の役員を務めた経験があるが、役員はほとんどが男性であり、この度の改正となったこと賛成する。

P. T. A. 連合会内部では、すでに学校給食センター運営委員が振り分けられている。この改正によりP. T. A. 全体から選ぶことになるが、その方法は。

給食センター

昨年度から、P. T. A. 連合会事務局と調整し、藤島地域を除く小中学校のP. T. A. 役員から選んで頂くよう依頼している。

定例教育委員会で議決頂いたのち、改めて女性委員を選んで頂くよう調整したい。

3番委員

女性委員をお願いすることを伝えないと選ばれないので、調整をお願いしたい。

教育長

P. T. A. 連合会の給食センター担当はなくなるという理解でよろしいか。

給食センター

事前に担当の先生と事務局に伝えており各校と調整しながら確認していきたい。同規則第6条第1から第4号委員全体で女性委員が3割になるよう進めていきたい。

3番委員 P. T. A. 連合会では他組織への役員就任について、順番などが細かく定められ、数年間の予定が決まっている状況である。

その点を踏まえ事務局の教頭と綿密な調整が必要である。具体的には月に1回程度、定例的に連合会役員会等の会議があるので、そのときに女性委員について諮り決めていただくことが必要である。

学校教育課長 P. T. A. 連合会の事務局は黄金小の教頭である。また、各学校の担当である教頭が中心となって役割分担等を決めていくことになるので、改めて申し入れすれば順調に選出できると考える。

3番委員 P. T. A. 連合会を通さずに進めることができるか。

学校教育課長 P. T. A. 連合会を通して各地域にお願いする流れがよいと考える。

教育長 各教頭が担当地区の役員に割り振りするが、そのときに女性委員を登用することを教頭が把握している必要があるので、そのことを各教頭に事前に連絡するように。

ほかにご質問等なければ、議第12号について、賛同の方は挙手をお願いします。

各委員 (全員挙手)

教育長 全員挙手により可決された。

次に、日程第3議第13号市議会の議決を経るべき事件の事案に対する意見の申出についてであるが、議第13号は議会に上程される前の議題のため、非公開とすることにご異議はないか。

各委員 異議なし。

教育長 異議なしと認め、これより非公開とする。

(会議録は別記録とする)

教育長 続いて報告事項に入る。令和3年鶴岡市成人式実施状況について、事務局より報告をお願いします。

社会教育課長 令和3年鶴岡市成人式実施状況についてご報告する。

教育委員には午前・午後の2回開催にご出席いただき感謝申し上げます。

この度の成人式は、令和3年1月に予定していたが新型コロナウイルス感染拡大により延期していたもので、感染防止対策を行い開催した。

感染防止対策として、参加者全員に対するPCR検査の実施、事前登録制、密を避けるために一席開けての座席指定並びに1日2回の開催とした。国歌・市民歌は音声のみとしたほか、ライブ配信を行い、都合で参加できなかった方、ご家族の方も式典の様子を見られるように対応した。

参加状況は、対象者1,254人に対し参加者は491人、参加率は39.2%である。前回開催の令和2年成人式は参加者1,033人、参加率は83.04%で、約半分の参加状況である。

居住地別では、約半数が鶴岡市在住で県外からは東京、宮城、新潟、神

奈川からの参加が多かったようである。

次回今年1月に開催を予定し延期していた令和4年成人式を11月20日の日曜日に予定し開催方法を検討している。対象者は約1,200人で、参加率を検討しながら受付状況に応じて体制を組み、どのような形で開催できるか考えていきたい。

教育長

この件についてご質問等はないか。なければ次に、朝陽第五小学校改築事業について、事務局より報告をお願いする。

管理課長

朝陽第五小学校改築事業についてご報告する。

今年3月にまとめた朝陽五小改築工事概要にかかる資料をもとにご説明する。

2ページ目の配置計画について、新しい五小は現在のグラウンド敷地南側に校舎を配置し、現在の校舎が建っている北側に新しいグラウンドを整備する。敷地南西側から、校舎棟、屋内運動場棟が建ち、国道112号線側に新しく放課後児童クラブが併設される。児童の登下校動線は、現在の敷地北側の出入口から敷地西側中央付近に変更され、Aの動線を通り昇降口に入る。教職員の駐車スペースは敷地中央のプール付近で、児童の安全確保のため、校舎とグラウンドを結ぶHのラインより奥には、来校者等の車両の往来を行わない計画である。放課後児童クラブを利用する児童の送り迎えの車両、屋内運動場の夜間利用者の車両は、校舎南東側のCの動線で、学校関係者との動線が重ならないよう計画している。

3ページの校舎の平面計画について、校舎は一部3階建て、屋内運動場は2階建ての鉄筋コンクリート造である。五小東側に赤川があり、洪水時の氾濫区域に指定されていることから、万が一には規模の大きい屋内運動場で最初の氾濫被害を受け止め、校舎への被害をできるだけ小さくするよう建物の配置を計画している。校舎棟1階は、特別教室、特別支援教室、教育相談室のエリア、また建物に囲まれた形で中庭と、内履きで出られる運動広場を設けている。また浸水被害からの早急な復旧を行えるよう、1階の床材などは耐水性の高い素材を採用し、万が一浸水した場合にもできるだけ早く学校が再開できるよう設計している。校舎2階から普通教室エリアとなり、2階及び3階の校舎南棟が普通教室棟である。2階校舎北棟には職員室などの管理諸室と図書室、インフラ系統の諸室が設けられる。1階の特別支援教室の屋上には他のナンバースクールと同様、太陽光発電システムと非常用自家発電設備を設置する予定である。屋内運動場は1階アリーナの床材にスポーツ施設用の塩ビシートを採用し、児童の足への負担軽減と冬季の底冷え対策を講じている。2階には軽運動場スペースに設け、また角にはリースペースとして、屋内で管理が必要な防災器材を収納する予定である。

4 ページの立面・断面の計画について、五小の敷地は浸水時に最も高いところで4.3m程浸水が想定されることから、1階の床高を地盤面から1m上げるとともに、2階の床高を地盤面から5mに位置することで、浸水のエリアを1階のみで食い止めるような高さ設計である。

5 ページの仮設計画について、工事着工から新校舎、体育館が完成するまでの当面の間は、現在のグラウンドと校舎の間に仮囲いを設置し、現校舎における児童・教職員の活動エリアを確保する。その後、小体育館とプールを先行解体し工事エリアを確保し建設工事に取り掛かる。新校舎完成後、旧校舎等の解体、その後のグラウンドや外構整備を行う。

6 ページの全体スケジュールについて、今後、市建築課で本体工事発注と仮契約を行い、9月議会での議決後に本契約を交わし、10月から改築工事に着手する。工事は再来年6月末までの21か月の予定である。外構工事は3つのエリアに分け、本体工事と調整しながら進めるが、供用開始に必要な新校舎南側外構工事は令和6年8月下旬までに完了する予定である。その後、令和6年秋から約半年をかけ現校舎を解体し、令和7年秋までにグラウンドとプール、残りの外構工事を完了するスケジュールである。また、児童通学路の安全確保を図るため、敷地北側と西側一部の市道拡幅について調整しており、順次、道路拡張工事について協議を整える予定である。

教育長

現在、五小学区の学童保育所は4つに分かれ、学校から遠い保育所や老朽化している保育所もある。改築により1か所に集約され、学校に併設されることから、児童の移動距離も短く安全性が確保できるものである。駐車スペースも分けられており配慮された設計である。プールは校舎から独立しており、建物への負担が軽減されている。ソメイヨシノは古木のため伐採されるが、代わりに新しいサクラが植えられ景観向上も図られる。

この件についてご質問等はないか。

1 番委員

保健室について、浸水被害への考慮から2階に配置されているが、保健室から救急搬送する場合の動線はどのようになるのか。救急車が着いた後、保健室からどのルートを通り搬送するのか。

学校教育課長

車イスの場合は、エレベーターで搬送することが想定できる。

1 番委員

ストレッチャーで運ぶ場合は、ある程度スペースが必要である。また、停電でエレベーターが使えない場合もある。

管理課長

設計担当に確認し、改めてご説明したい。

学校教育課長

3 ページの管理諸室ブロックの説明に、保健室については職員室付近に設置し、グラウンドまでの動線や緊急車両への動線も確保したと記載がある。

教育長

この件について、ご質問等はないか。ほかに報告事項はあるか。

図書館長

郷土資料館では、「大泉紀年」の時代展を図書館2階の展示コーナーで行っている。ぜひご覧いただきたい。

教育長

この件について、ご質問等はないか。ほかに報告事項はあるか。なければこれをもって5月の定例教育委員会を終了する。

閉 会 （午後3時50分）